

## 茨城県自然博物館研究報告投稿規程

### I 一般的な事項

#### 1 投稿原稿の内容及び種類

「茨城県自然博物館研究報告」(以下「研究報告」という。)に掲載することのできる論文等は、自然科学、自然教育及び博物館学に関する原著論文、総説、短報、資料及び雑録とし、それぞれの内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原著論文 (Original article) オリジナルな研究論文で、内容の主要な部分が学術論文として他に印刷公表されていないもの
- (2) 総説 (Review) 研究論文、学説、研究法等を独自の立場から総括、解説又は紹介するもの
- (3) 短報 (Short article) 研究の予報、中間報告、内容が原著論文にまでは至らない報告等で、速報性を必要とするもの
- (4) 資料 (Note) 資料の正確な記載や実践報告等が中心となる調査報告
- (5) 雑録 (Miscellany) 上記の種類以外で、博物館活動の記録として重要なもの

#### 2 投稿資格

投稿者は、原則としてミュージアムパーク茨城県自然博物館(以下「自然博物館」という。)の館職員及び研究協力員、総合調査に関わる調査員とする。ただし、研究協力員は当館で実施した研究課題、総合調査に関わる調査員は担当した総合調査についての研究成果に限り投稿することができる。館職員との共著の場合は、外部の者でも投稿することができる。これらの条件を満たさない場合でも、自然博物館の館長の承認を得れば、投稿原稿としてこれを処理することができる。

#### 3 投稿手続

- (1) 原稿は、原則としてマイクロソフトワード文書形式により作成する。
- (2) 投稿は可能な限り電子メールによる電子投稿とする。電子投稿が不可能な場合、原稿**1部**(図、表を含む)を編集会議へ提出する。図表等の原版は、原稿受理まで各自で保管する。
- (3) 投稿の際には、必ず**投稿原稿整理カード**を添付する。

#### 4 原稿の提出先

〒306-0622 茨城県坂東市大崎 700

ミュージアムパーク茨城県自然博物館内 編集議長(研究報告)

e-mail: webmaster@nat.museum.ibk.ed.jp

#### 5 原稿の受付

原稿は、本投稿規程に従って書かれた場合に限り受付ける。投稿規程に反する原稿及び、編集会議が不適当と認めた原稿は投稿者に返却する。客観的データに基づかない原稿は、受け付けない。投稿にあたっては、以下の点に注意すること。

- (1) 不正行為の禁止
 

以下に示す、投稿者による不正行為(特定不正行為)を禁止する。

  - ①捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
  - ②改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
  - ③盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (2) 二重投稿の禁止
 

投稿原稿が既発表文書と基本的に同じであり、読者に新しい知見が与えられないものは二重投稿とみなし、禁止する。ただし、学会発表の要旨や学術集会の抄録の内容をより詳細に取り扱った新たな原稿は例外とする。

## (3) その他

上記の他、研究不正行為と疑われる点があった場合は、編集会議で検討する。

**6 原稿の審査**

原稿の採択は2名の査読者による査読を経たのち、編集会議で決定する。編集会議は、査読結果に基づいて原稿を審査し、著者に修正を求めたり、返却することがある。修正期間は、審査結果通知日から3か月とし、期限を過ぎた場合、原稿は取り下げとなる。なお、修正期間は、著者からの申し出があった場合、最長3か月延長することができる。

**7 原稿の受理**

- (1) 自然博物館の館長がその論文の掲載を認めた日をもって、その論文の受理日とする。
- (2) 投稿原稿が受理されたら、速やかに査読終了後の修正原稿及び図表の原版を編集会議に提出する。

**II 原稿の長さ**

原著論文・総説・資料・雑録は刷り上がり20ページ以内、短報は4ページ以内を原則とする。

**III 原稿の構成****1 原著論文**

## (1) 構成

原著論文の原稿は、原則として以下の順序でまとめる。

和文 表題(和文)－著者名(和文)－受理年月日(和文)－表題(英文)－著名(英文)－受理年月日(英文)－脚注(和・英文)－要旨(英文)－キーワード(英文)－本文(和文)－謝辞(和文)－引用文献－要旨(和文)－キーワード(和文)

英文 表題(英文)－著者名(英文)－受理年月日(英文)－脚注(英文)－要旨(英文)－キーワード(英文)－本文(英文)－謝辞(英文)－引用文献－要旨(和文)－キーワード(和文)

## (2) 表題 (Title)

英文表題は、冠詞、前置詞、等位接続詞及び種小名を除き、単語の第1文字を大文字にする。

## (3) 脚注 (Footnotes)

科研費等の補助金を受けた団体名、著者の所属名及び住所を記入する。和文原稿では、英文の所属名及び住所も記入する。著者名を脚注で説明する項目には上付きの数字を付ける。その他の項目には上付きのアスタリスクを付ける。なお、脚注の末尾はすべてピリオドとする。

和文 (表題) 茨城県沿岸帯のウミグモ類の分類学的研究\*

(著者名) 水戸太郎<sup>1</sup>・岩井一郎<sup>2</sup>

(脚注) \*本研究の一部は文部科学省科学研究費(一般研究B, No. 05909005)によって実施された。

<sup>1</sup> ミュージアムパーク茨城県自然博物館 〒306-0622 坂東市大崎700 (Ibaraki Nature Museum, Bando 306-0622, Japan). e-mail: mito.taro@mail.ibk.ed.jp

<sup>2</sup> 茨城大学教育学部生物学教室 〒310-8512 水戸市文京2-1-1 (Laboratory of Biology, Faculty of Education, Ibaraki University, 2-1-1 Bunkyo, Mito 310-8512, Japan).

英文 (表題) A Taxonomic Study of Pycnogonids on the Coasts of Ibaraki\*

(著者名) Taro Mito<sup>1</sup> and Ichiro Iwai<sup>2</sup>

(脚注) \*This research was partially supported by Grant-and-Aid for Scientific Research (No. 05909005), Ministry of Education Culture, Sports, Science and Technology.

<sup>1</sup> Ibaraki Nature Museum, 700 Osaki, Bando 306-0622, Japan.

e-mail: mito.taro@mail.ibk.ed.jp

<sup>2</sup> Laboratory of Biology, Faculty of Education, Ibaraki University, Mito 310-0056, Japan.

## (4) 要 旨 (Abstract)

原則として、英文で 200 語、和文 300 字以内とする。

## (5) キーワード (Key words)

論文の内容を端的に表す語句を原則として 3 語以上 10 語以内で選び、以下のように表示する。

英 文    **Key words:** *ancestrulae, Bryozoa, Celleporina, early astogeny, larvae, metamorphosis, systematics.*

和 文    (キーワード): 初虫, コケムシ, コブコケムシ属, 初期群体発生, 幼生, 変態, 系統分類学.

## (6) 本 文

本文の構成は、原則として次に掲げるようにする。

- a はじめに (Introduction)
- b 材料および方法 (Materials and Methods)
- c 結果 (Results) 又は記載 (Descriptions)
- d 考察 (Discussion)

## (7) 謝 辞 (Acknowledgments)

謝辞の中では、肩書き又は敬称を付ける。

## (8) 引用文献 (References)

- a 論文中で言及又は引用した文献は、まとめて論文中の「引用文献」のリストに掲げる。論文中で言及又は引用をしていない文献は、掲げない。
- b 本文中での引用の仕方は、場合に応じて、小川 (1899, 1990) ...、(Brown, 1986; Mawatari, 1986) ... のように、姓 (年) 又は (姓, 年) とする。文献の著者が 2 名のときは、鈴木・佐藤 (1990) ...、(Zimmer and Woollacott, 1989) ... のように、3 名以上のときは、田中ほか (1974) ...、(Lyke *et al.*, 1983) ... のように示す。ただし、著者が 3 名以上のときでも引用文献のリストには全員の氏名を書く。
- c 引用文献のリストでは、著者の姓のイニシャルによって、アルファベット順に列する。同じ著者のものは、年代順に同じ年号の場合は早いものから順に a、b、c... を付す (1986a, 1986b...).
- d 文献の書き方は、以下に従う。
  - (a) 単行本 (例 1、6)                      著者名. 年号. 表題. ページ数, 出版社名.  
(欧文の場合は、最後に出版地名を入れる。)
  - (b) 雑 誌 (例 2、7)                      著者名. 年号. 表題. 雑誌名, 巻 (号): ページ数.  
(欧文の場合、雑誌名は原則として省略名を用い、イタリック体にする。)
  - (c) 報告書 (例 3、4)                      著者名. 年号. 報告書名, ページ数, 発行者名.  
(部分引用の場合は、著者名. 年号. 表題. 編者名. 報告書名, ページ数, 発行者名。)
  - (d) 編著書の部分引用 (例 5、8、9)      著者名. 年号. 表題. 編者名. 編著書名. ページ数, 出版社名.  
(欧文の場合は、編著書名をイタリック体とし、最後に出版地名を入れる。)
  - (e) WEB サイトの引用 (例 10)          著者名. 年. WEB サイトのタイトル. URL. 参照年月日.
  - (f) 2 行以上にわたる時、2 行目以下は 1 字分 (和文活字相当) だけ下げて書く。
  - (g) 欧文の文献で著書が 2 名以上のとき、2 人目以下は First name のイニシャルを先に書く (例 7、9)。

- (例 1) 糸魚川淳二. 1993. 日本の自然史博物館. 228 pp., 東大出版会.
- (例 2) 渋谷 保・品田正一. 1986. 房総半島南端の作名背斜の形成過程. 地質雑, 92: 1-13.
- (例 3) 環境庁. 1979. 第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(哺乳類) 全国版, 91 pp.
- (例 4) 萩原康夫. 2004. アリ類. 茨城県自然博物館第 3 次総合調査報告書, pp. 416-420, ミュージアムパーク茨城県自然博物館.
- (例 5) 福田一郎. 1982. エンレイソウ. 常脇恒一郎(編). 植物遺伝学実験法. pp. 321-328, 共立出版.
- (例 6) Klevelen, D. W. 1957. Coal science. 185 pp., Elsevier Publishing Co., Amsterdam.
- (例 7) Rasmussen, H. N. and Whigham, D. F. 1993. Seed ecology of dust seeds *in situ*: A new study technique and its application in terrestrial orchids. *Am. J. Bot.*, 80 (12): 1374-1378.
- (例 8) Addicott, J. F. 1985. Competition in mutualistic systems. *In*: Boucher, D. H. (ed.). *The biology of mutualism*. pp. 217-247, Croom Helm, London.
- (例 9) Zimmer, R. L. and R. M. Woollacott. 1977a. Structure and classification of gymnoleamate larvae. *In*: Woollacott, R. M. and R. L. Zimmer (eds.). *Biology of bryozoans*. pp. 57-89, Academic Press, New York.
- (例 10) 環境省. 2020. 環境省レッドリスト 2020 の公表について. <https://www.env.go.jp/press/107905.html>. 2021 年 5 月 27 日参照.

## 2 総説・短報・資料・雑録

短報・総説・資料・雑録の原稿の構成は原著論文に準ずる。ただし、短報の場合は、英語論文では英語の Abstract は省略してもよく、日本語論文では日本語の要旨は省略してもよい。また、資料および雑録の場合は、日本語の要旨および英語の Abstract を省略してもよい。

## IV 用語と文章

- (1) 和文の場合、文章はひらがなと漢字による口語体とし、現代かなづかいを用いる。また、漢字は常用漢字を用いる。
- (2) 和文の場合、固有名詞で読み誤るおそれのあるものにはふり仮名を付ける。
- (3) 句読点は「,」「.」を用いる。
- (4) 数量を表す数字は、アラビア数字とし、単位には SI 単位系を用いる。ただし、専門分野で慣用されているものはこの限りではない。

## V 原稿用紙と書き方

- (1) 和文の場合、A 4 判用紙に 1 行全角 40 字× 35 行とし、上下左右の余白は十分にとる。
- (2) 英文の場合、A 4 サイズの用紙に 1 行約 10 単語、約 25 行とし、ダブルスペースでタイプする。右そろえはしない。上下左右の余白は十分にとる。
- (3) 計量単位は mm、kg のように小文字だけで記し、数字と単位の間には半角分スペースをとる。℃、%などの単位は全角で記し、数字と単位の間にはスペースをとらない。
- (4) イタリック体又はゴシック体の指定は、次に掲げるところにより著者が行う。
  - a イタリック体の指定は、赤で下線を引く。
  - b ゴシック体の指定は、赤で波線の下線を引く。
- (5) 生物の学名などは、国際動物命名規約や国際植物命名規約に従う。

## VI 図・表・図版

- (1) 投稿原稿の図・表・図版の内容は、次に掲げるとおりとし、それぞれの種類ごとに番号をつける。
  - a 図 (Fig.) 本文中に入れる黒色図及びグレースケール写真

- b 表 (Table) 本文中に入れる記号、文字及びケイのみからなるもの
  - c 図版 (Pl.) 通しページを付さない独立のページとして印刷される写真
- (2) 図は、白背景に黒字・黒文字とし、縮図してもよいように、文字、記号、線などの大きさと調和に留意すること。
  - (3) 図の内容の大きさを示すには、何分の1とししないで、縮尺 (スケール) を図中に書く。
  - (4) 図・表は、1 図ごと、1 表ごとに別のファイルに分ける。
  - (5) 図・表の位置は、原稿の右側欄外に赤字で示す。全幅もしくは半幅を指定すること。
  - (6) 表のタイトルは、表の上に書き、注などの説明は表の下に書く。
  - (7) 図・図版につけるタイトルと説明文 (キャプション) は、図の下に書く。
  - (8) 和文の場合、図・表・図版のタイトルと説明文は和文と英文の両方とし、可能な場合は、図・表の内容も英文で書く。
  - (9) 図版の原稿は、1 ページの形 (印刷面は 15.7 × 23.2 cm) にレイアウトする。

## VII 電子投稿

以下の指示にしたがって作成する。

- (1) 原稿はマイクロソフトワードで作成し、本文+表+図を1つのファイルにまとめて提出する。図表は、元データ (JPEG、Excel、PDF 等) を付ける。
- (2) 本文および表で用いる書体は、和文フォントでは明朝体、英文フォントでは Times New Roman とする。ギリシャ文字やキリル文字などの特殊文字は Times New Roman などの英文フォントを使用する。なお、フォントの大きさは 10.5 ポイントとする。
- (3) 原稿にはページ番号と行番号の両方を必ず付ける。
- (4) 投稿の際は、CD-R にすべてのファイルを保存し、編集議長宛に送付する。あるいは、電子メールの添付ファイルとして編集議長宛に送付する。

## VIII 印刷用原図の電子ファイル

- (1) 図は TIFF ファイルもしくは JPEG ファイルとする。図はグレースケールで送付する。印刷は全て白黒で行われる。線画やグラフは可能な限りグレースケールを避け、白黒 2 値で作成する。
- (2) ファイルサイズは、可能な限り 1 つの図あたり 2MB 以下に収める。

## IX 著作権

- (1) 本誌に掲載された論文の著作権 (著作権法第 21 条から第 28 条までの権利を含む) は自然博物館に帰属する。
- (2) 投稿者は、投稿整理カードへの署名をもってこの規定に従うことに同意したものとみなす。なお、著作者が複数の場合は、著作者全員の合意を得た上で代表者が署名することができる。
- (3) 投稿者は、受理された原稿 (ポストプリント版) の公開を受理された時点で行ってもよいが、以下の文章を付記すること。

この論文は査読を経て受理されていますが、編集、組版、ページ付け、校正などのプロセスを経ていません。そのため、本稿と出版される原稿との間に差異が生じる可能性があります。○年○月に茨城県自然博物館研究報告第○号に掲載予定です。

## X 補 則

この規程に定めるもののほか、必要な事項については自然博物館の館長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 14 年 3 月 21 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 15 年 1 月 23 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 24 年 12 月 13 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 25 年 12 月 15 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。

付 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、令和 4 年 12 月 23 日から施行する。